

認可外保育施設等を利用している方へ

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします！



Q. 無償化の対象となるためには？

A. 福岡市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。

認可保育所や認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等を利用していない方が対象となります。



「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、福岡市のホームページ等でご確認ください。

10月1日から無償化の対象となるためには、9月までに申請する必要があります。

3～5歳児クラスまでの子どもたちは、月額 **3.7万円**まで、

0～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 **4.2万円**まで

の**利用料が無償化**の対象となります。

（福岡市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、申請することが必要です。）

都道府県等に届出をした認可外保育施設（※）に加え、

（※ 一般的な認可外保育施設や、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）

一時預かり事業

病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

（ファミリー・サポート・センター事業は、送迎のみの活動は対象外です。）

無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間が設けられています。



基本的な手続きの流れ

保育の
必要性の認定
を受けた方



保護者の皆様

① 利用料の支払い

② 領収書等の発行

③ 施設等利用費の請求

④ 施設等利用費の支払い

認可外
保育施設
等

福岡市役所

**保育の必要性の認定を受けていない場合、
まず、福岡市から認定を受ける必要があります。**



保育の必要性の認定、施設等利用費の請求は、必要書類を添付の上、
こども未来局事業企画課に郵送してください。

無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、
これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

✓ 保育の必要性の認定手続きに必要なもの

施設等利用給付認定（2・3号）申請書

添付資料等



就労及び復職（予定）証明書（雇用されている方用）

就労申告書（自営業・内職に従事している方用）

誓約書兼就職活動報告書（就職活動をしている方用）

そのほか、保育要件の確認に必要な書類等

□ 施設等利用費の請求手続きに必要なもの

施設等利用費請求書（2ヵ月毎に申請してください）

領収証兼提供証明書（施設が発行します）

ファミリー・サポート・センター事業を利用の際は
「援助活動の報告」を提出してください。

⊙ 10・11月利用費の請求書等は、12月に郵送してください。

申請書等の様式は [福岡市 幼児教育・保育の無償化](#) | [または各区役所の子育て支援課](#)にございます。

お問い合わせ先

8月1日開設

保育の必要性の認定手続き、
施設等利用費の請求手続きについては下記電話番号へ

無償化専用ダイヤル

TEL：092-791-6222

開設時間：午前9時30分から午後5時30分まで

（土・日・祝日、12月29日～1月3日は除く）

郵送先



福岡市役所

こども未来局 子育て支援部 事業企画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL：092-711-4114

E-Mail：jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp